広報にいつ
発行所 新津市役所
発行人 新津市役所総務課
印刷所 坂口印刷工業組合
毎月一回発行
昭和39年9月25日現在
人口動態（昭和39年8月中）
人口 56,565
世帯数 11,527
（8月中）
出生 63 死亡 25
婚姻 21 離婚 5
転入 100 転出 138

新津市住居表示審議会
「街区方式」を市長に答申
本年度から事業実施

町名地番の混乱を解消する目的で、新しく創設された「住居表示に関する法律」に基づいて当市でもその実施計画の調査を進めて参りましたが、このほどこれらの「郵便番号」、「集団の業務」、「各種行政官庁の業務の遂行等」に障害が生じています。

こうした点を解消しようとするのが、その大きな目的であります。

審議会は、この住居表示の方法等を具体的に審議して、その結果を市長に答申するのが役目でありますが、第一回の審議会で、「街区方式」（道路方式）実施区域、実施年度等について審議され、第一回の答申がなされました。

それによりますと、

一、住居表示の方法は市の実情に合った街区方式を採用する。（別項参照）

二、実施区域、年度については次のとおりとする。

昭和39年度実施区域
新町、旭町、日吉町、五番町、四ノ町、三ノ町、四ノ町、停車場通、上曽根、東曽根、西曽根、下興野、上山谷、下山谷、天神、新栄町
昭和41年度実施区域
田家上組、田家下組、秋葉、中沢、滝谷、草水

なお、この審議会の答申に基づいて、市では議会の意決を得た後、具体的な作業に入ることになりますが、実施区域に該当する町内については、それぞれに説明会を行ないみなさんのご協力とご理解を得ながら作業を進めてゆく方針でおりますのでよろしくお願いします。

投票所28カ所に
投票区番号も変更

いままで二十五カ所に設けていた投票所を十二月二十日から二十八カ所にふやすことになりました。

ふえた投票所は北上公会堂、市営野球場、桐目木保育所の三カ所で、洞泉寺の投票所を除いた他の区域の大部分を小合四小学校に統合、新しく三ツ屋公会堂に投票所を設けて不便を解消したものです。

投票区の番号も新しくきめました。

一部では、いままでの区域を他の区域とあわせたりして従来よりも便利になるようにしました。

第1投票区（第一小学校）	新町、日吉町、旭町、
第2投票区（北上公会堂）	西金沢
第3投票区（福王寺）	北上、北上新田、北潟
第4投票区（市営野球場）	天神
第5投票区（市営野球場）	秋葉、中央町
第6投票区（妙本寺）	新栄町
第7投票区（小合南小学校）	秋葉、田家宮前、田家六郷、金屋のうち堤
第8投票区（草水公会堂）	上組
第9投票区（桐目木保育所）	桐目木、鍛冶、滝谷
第10投票区（阿賀小学校）	東金沢、上金沢、大安寺、中新田
第11投票区（満願寺小学校）	満願寺、七日町、大城、川口、緋、福島、新島田島
第12投票区（緋小学校）	小屋場、梅ノ木、浦興、野新道
第13投票区（荻川農協）	朝日、蓮町
第14投票区（市ノ瀬小学校）	市ノ瀬、平場
第15投票区（三津屋公会堂）	市之瀬、宮路神、長御、大安寺、中新田
第16投票区（小合四小学校）	三枚潟、三ツ屋、野方
第17投票区（小合南小学校）	大秋、下興野、上興野、下興野、浦興野、田戸、子成場、四興野、川根
第18投票区（小戸上組公会堂）	新道、小戸上組、小戸下組
第19投票区（大鹿民子会館）	大鹿、粟島のうち愛宕
第20投票区（秋根寺）	中村、稲島
第21投票区（妙福寺）	東島、西島
第22投票区（金屋金津分団）	金屋、新金津、朝日、蓮町
第23投票区（北大通）	古津、浦、新栄町
第24投票区（海岸寺）	金津、金津新田、塩谷
第25投票区（小口公会堂）	小口、粟島のうち愛宕
第26投票区（大関公会堂）	大関、関田
第27投票区（大関簡易郵便局）	大関、関田

事故防止 モデル路線を指定
四ノ町十字路から滝谷まで

交通事故を積極的に防止しようと県交対協では新津市をふくめた県下34カ所の地区をモデル路線として指定しました。新津市が指定された路線は四ノ町十字路から本町、町、四ノ町、停車場通、上曽根、東曽根、西曽根、下興野、上山谷、下山谷、天神、新栄町

昭和41年度実施区域
田家上組、田家下組、秋葉、中沢、滝谷、草水

なお、この審議会の答申に基づいて、市では議会の意決を得た後、具体的な作業に入ることになりますが、実施区域に該当する町内については、それぞれに説明会を行ないみなさんのご協力とご理解を得ながら作業を進めてゆく方針でおりますのでよろしくお願いします。

昭和40年度実施区域
一ノ町、二ノ町、三ノ町、四ノ町、停車場通、上曽根、東曽根、西曽根、下興野、上山谷、下山谷、天神、新栄町

昭和41年度実施区域
田家上組、田家下組、秋葉、中沢、滝谷、草水

なお、この審議会の答申に基づいて、市では議会の意決を得た後、具体的な作業に入ることになりますが、実施区域に該当する町内については、それぞれに説明会を行ないみなさんのご協力とご理解を得ながら作業を進めてゆく方針でおりますのでよろしくお願いします。

警局前十字路を経て滝谷町笹木油店前までの区間

交通量調査の結果として、信号機、道路標識、街路灯などの交通施設を関連機関、諸団体の協力により整備して、改善しようとするものです。

モデル路線は、その路線内における交通事故を積極的に防止するために、

1 通信施設の整備として、信号機、道路標識、街路灯などの交通施設を関連機関、諸団体の協力により整備して、改善しようとするものです。

2 モデル路線は、その路線内における交通事故を積極的に防止するために、

3 歩行者に対して道路を通行するときは、信号機や道路標識などの交通施設に従うよう指導するとともに、

4 運転者に対して交通法規を守るよう指導するなど、

5 モデル路線を通行する車両に対して、速度や、車間距離などの交通法規を守るよう指導するとともに、

6 歩行者に対して道路を通行するときは、信号機や道路標識などの交通施設に従うよう指導するとともに、

7 運転者に対して交通法規を守るよう指導するなど、

8 モデル路線を通行する車両に対して、速度や、車間距離などの交通法規を守るよう指導するとともに、

9 歩行者に対して道路を通行するときは、信号機や道路標識などの交通施設に従うよう指導するとともに、

10 運転者に対して交通法規を守るよう指導するなど、

11 モデル路線を通行する車両に対して、速度や、車間距離などの交通法規を守るよう指導するとともに、

12 歩行者に対して道路を通行するときは、信号機や道路標識などの交通施設に従うよう指導するとともに、

13 運転者に対して交通法規を守るよう指導するなど、

14 モデル路線を通行する車両に対して、速度や、車間距離などの交通法規を守るよう指導するとともに、

15 歩行者に対して道路を通行するときは、信号機や道路標識などの交通施設に従うよう指導するとともに、

16 運転者に対して交通法規を守るよう指導するなど、

17 モデル路線を通行する車両に対して、速度や、車間距離などの交通法規を守るよう指導するとともに、

18 歩行者に対して道路を通行するときは、信号機や道路標識などの交通施設に従うよう指導するとともに、

19 運転者に対して交通法規を守るよう指導するなど、

20 モデル路線を通行する車両に対して、速度や、車間距離などの交通法規を守るよう指導するとともに、